

# 定

# 款

## 第 1 章 総

## 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社フジマックと称し、英文では FUJIMAK CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。

- 1 厨房機器、食品加工機器及び医療機器の製造、販売並びに賃貸借に関する事業
- 2 厨房施設及び同附帯設備一切の設計並びに工事請負に関する事業
- 3 厨房施設及び同附帯設備一切の保守修理並びに清掃サービスに関する事業
- 4 厨房施設に係るコンサルティングに関する事業
- 5 飲食店、料理教室及びホテルの経営に関する事業
- 6 厨房施設に係る関連商品の販売に関する事業
- 7 食材の仕入及び販売に関する事業
- 8 厨房機器及び食品加工機器並びに厨房施設に係る関連商品の輸出入に関する事業
- 9 前各号に関連する情報システムの企画及び販売に関する事業
- 10 中小規模下水処理施設並びに産業排水処理施設の設計、製作、施工及び管理に関する事業
- 11 建物（店舗）外周部の土木工事並びに造園工事に関する事業
- 12 不動産の賃貸及び管理に関する事業
- 13 損害保険代理業
- 14 前各号に関連又は附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株

## 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式及び株主の権利行使に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時にこれを招集する。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(決議方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(員 数)

第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
- 2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役発する。
- ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程の定めるところによる。

(報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

## 第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会規程)

第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 31 条 当会社は、株主総会の決議により毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 当会社は、取締役会の決議により毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この定款は、平成 27 年 6 月 26 日より改定実施する。

第 3 条 この定款は、平成 30 年 6 月 28 日より改定実施する。

第 4 条 この定款は、平成 30 年 10 月 1 日より改定実施する。

第 5 条 この定款は、2020 年 11 月 13 日より改定実施する。

(経過措置)

第 30 条の規定にかかわらず、第 72 期事業年度は 2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までとする。

なお、第 31 条は変更後の定款を適用する。

なお、本附則は、2021 年 1 月 1 日をもってこれを削除する。